

ブロック塀等安全対策補助制度(令和8年度版)

ブロック塀の倒壊は人命のみならず、道路の往来の妨げとなり、復旧作業に支障をきたします。新居浜市では事故防止の観点からブロック塀の撤去及び改修(ブロック塀等による新設を除く)費用の補助を行っています。

募集期間:令和8年4月から

※受付は先着順です。予算の範囲内で受付します。

ブロック塀の撤去及び改修

☆補助の条件☆

・新居浜市内の避難路等(道路法若しくは建築基準法上の道路等)に面するブロック塀等で、安全対策が必要と判断されたもの

☆補助金額☆

・ブロック塀の撤去及び改修費用に対して2/3以内かつ上限30万円

※改修について、再びブロック塀の設置は補助の対象になりません。(フェンス改修のみ対象)

☆改修内容☆

・ブロック塀等の撤去及び改修(フェンス設置)

募集予定 5件

※なお、前面道路等の要件により、補助対象にならない場合があります。

申込み方法

申請書類を新居浜市建築指導課へ提出してください。
申請書類は、建築指導課窓口、又は、市ホームページから入手できます。

問い合わせ先

新居浜市役所 建設部 建築指導課
〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号 TEL 0897-65-1273【直通】

※各申請に必要な書類(登記簿謄本、市税の納税証明書、住民票等)は、申請書の添付書類欄をご確認ください。